

資料 5

秋葉区健康福祉課

秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画（2021-2026）について

（1）秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

社会福祉法第107条に規定される「市町村地域福祉計画」です。

区民一人ひとりが安心して心豊かにいきいきと暮らし続けることができる地域づくりを目指して、地域住民や社会福祉協議会を含む地域の各種団体、事業者、行政などが連携・協働して、人とひとつのつながりを大切にし、支えあいの関係を築きながら、自助・互助・共助・公助を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

（2）計画期間

令和3年度から令和8年度までの6年間

（3）計画策定の基本的な考え方

今回の計画策定にあたり、基本理念・基本目標については、秋葉区区ビジョンまちづくり計画の計画期間内ということもあり変更はしていません。秋葉区の概況、地域懇談会より課題を整理して方向性を示しました。具体的な取り組みについては、今後、地域住民や関係団体等と検討し、進めていくものとします。

地域福祉活動計画については、各地域において課題をまとめ、実際に行っている活動について基本目標に沿って体系的にまとめました。今後、計画期間内で、課題解決にむけたアイデアや活動提案をまとめてまいります。

（4）基本理念・基本目標

基本理念：人がつながり ともに支えあう やさしいまち

基本目標 1 明るく元気な地域づくり

2 安全で安心な地域づくり

3 健康で豊かな地域づくり

4 相談しやすい体制づくり

（5）今後について

来年度以降の計画期間内においても計画の推進と並行して地域や推進委員会等で協議を重ね、継続して計画の見直しをしてまいります。

(案)

秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画

(2021~2026)

新潟市秋葉区

新潟市秋葉区社会福祉協議会

目 次

| | |
|---------------------------------|----|
| 第 1 章 計画の策定趣旨及び位置づけ | 1 |
| 1 計画の策定趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 1 |
| 3 地域福祉計画と地域福祉活動計画について | 2 |
| 4 計画の期間 | 4 |
| 第 2 章 新潟市地域福祉計画基本理念・基本目標 | 5 |
| 1 基本理念 | 5 |
| 2 基本目標 | 5 |
| 第 3 章 秋葉区の現状と課題 | 7 |
| 1 秋葉区の概況 | 7 |
| 2 地域からの課題 | 15 |
| 3 課題のまとめ | 16 |
| 第 4 章 地域福祉の展開 | 20 |
| 1 基本理念 | 20 |
| 2 基本目標 | 20 |
| 第 5 章 地域福祉活動計画(地区別計画) | 21 |
| 第 6 章 計画の推進のために | 33 |
| 資料編 | 34 |
| 1 計画策定関係資料 | 35 |
| (1) 計画の策定経過 | 35 |
| (2) 秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会開催要綱 | 36 |
| (3) 秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員名簿 | 38 |

第1章 計画の策定趣旨及び位置づけ

1 計画の策定趣旨

近年、人口減少や少子高齢化がより進行し、核家族化やひとり暮らし高齢者の増加をはじめ私たちの社会は大きく変化しています。

人々の価値観や考え方、ライフスタイルの変化に加え、日常生活における SNS などの普及により、情報取得だけでなく情報発信がより手軽に可能となり、従来の顔の見える関係とは異なる広範囲の新しい人間関係も生まれています。

多様化する人間関係の中で、住民同士の「ふれあい」が薄まっていることは、地域福祉活動にも影響を与えていますが、その一方で、毎年、各地で発生する様々な自然災害を受けて『防災』が地域の話題にあがるようになり、住民同士の助けあいの重要性についての認識は広まりつつあります。

このような時代の変化も受け入れながらやさしい街づくりをしていくためには、地域で生活を営む住民同士のつながりを再確認し、より密接に支えあい・助けあうことが大切といえます。

平成 26 年 3 月に 6 カ年計画で策定した第 2 期の「秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画」をこの度検証し、さらに秋葉区が心豊かにいきいきと過ごせる地域になるよう第 3 期の計画を策定しました。

2 計画の位置づけ

「秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 107 条に規定される「市町村地域福祉計画」に位置づけられるものです。

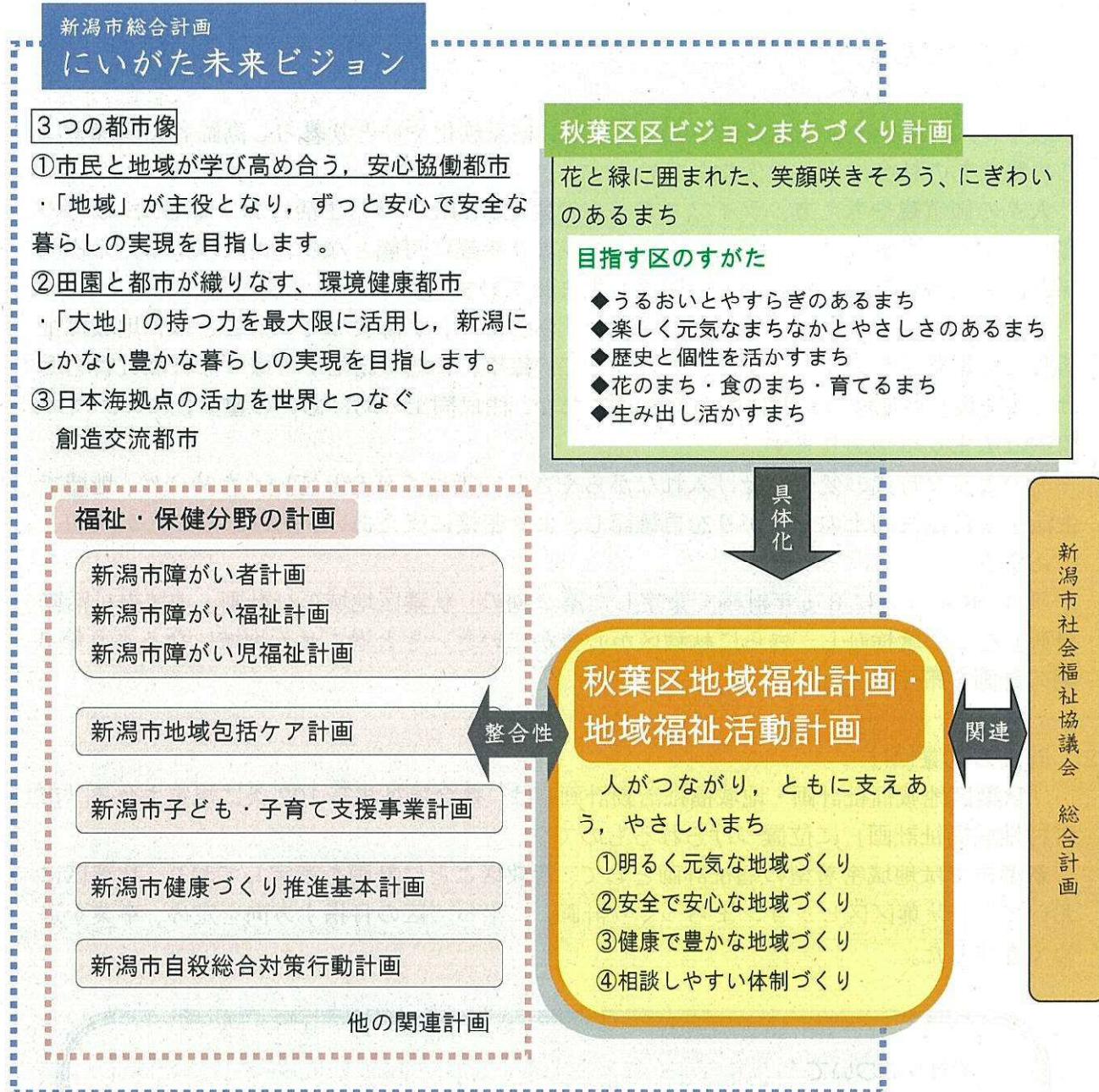
新潟市では地域密着型の福祉計画として、行政区ごとに計画を策定しており、秋葉区においては「秋葉区区ビジョンまちづくり計画」に沿って区の目指す方向を定め、事業を進めてきました。

『福祉』について

「福」も「祉」もともに「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉です。

「地域福祉」とは、社会のすべての人たちが幸福で安定した生活を送るうえで、個人や家族だけでは解決できない生活上の問題や課題を解決するために、地域住民や地域組織などがともに助けあう「共助」、政策・制度に基づき行政などが支援を行う「公助」のことを言います。

<他の計画との関係>



3 地域福祉計画と地域福祉活動計画について

「地域福祉計画」は、地域の福祉環境の基盤整備や施策プランを立てる行政計画であり、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会（社協）が中心となって地域福祉の担い手である民間団体や住民などの活動行動をまとめた計画です。

この二つの計画は地域福祉を進めるうえで互いに補完・補強しあう関係であることから、一体として取り扱い、策定を行いました。

●地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画としての **地域福祉計画**

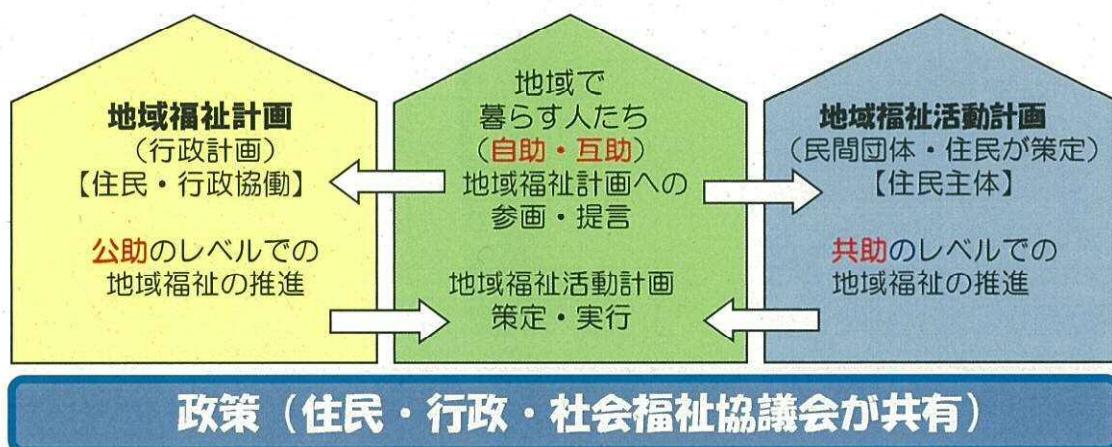
●地域福祉の担い手である地域住民や福祉活動を行う団体等が策定する

民間団体・住民レベルの活動・行動計画 ⇒ **地域福祉活動計画**

両計画が地域福祉を進めるうえで互いに補完・補強しあう関係にある

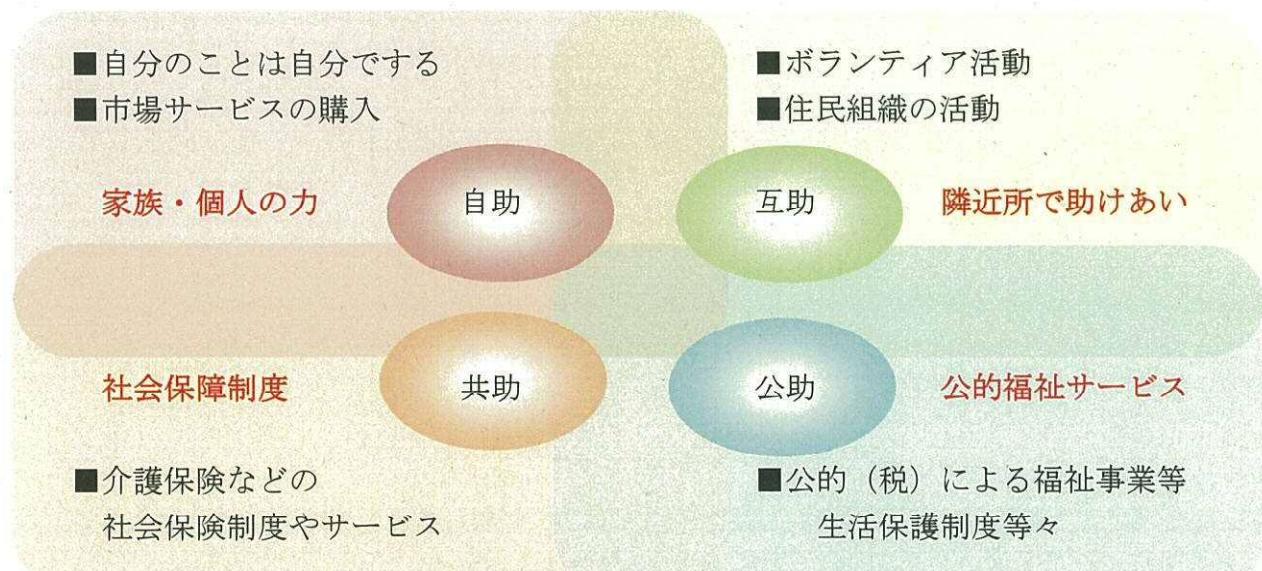


両計画を一体として取り扱い策定する



また、本計画では『自助』『互助』『共助』『公助』の視点を盛り込みながら、秋葉区全体で地域福祉を推進し、住みよい地域づくりに取り組む提案もしています。

自助・互助・共助・公助の相関図



4 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 8 年度までの 6 年間です。なお、今回の計画策定にあたり、新型コロナウイルスの影響で当計画の推進委員会や地域における福祉懇談会の開催が制限されたことから、計画期間内においても見直しを行います。

第2章 新潟市地域福祉計画基本理念・基本目標

新潟市地域福祉計画では第2期地域福祉計画の基本理念・基本目標を踏襲しながら、「本市の現状」や「国の動向」を踏まえ、以下のとおり基本理念と基本目標を定めます。

この基本目標・基本理念は、地域共生社会の実現という考え方を加え、市民全体で取り組んでいくことを表現しています。

1 基本理念

**みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 支えあい
自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市（まち）『にいがた』**

本市に住み慣れた人も、住んだばかりの人も、あるいはこれから住む人も、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も「だれも」が本計画の対象です。

そんな「だれも」が、人と人、人と社会がつながり、認め、支えあうことにより、個人の尊厳と多様性が尊重され、自分らしく地域で暮らし、活躍できる「福祉の都市（まち）『にいがた』」を、地域住民・地域団体・行政・関係機関を含む「みんな」の力で創造していくという考え方を表現しています。

2 基本目標

1 お互いを認めあい、支えあう意識を持った地域づくり

地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動従事者（以下「地域住民等」という。）が主体となって課題を抱える人に気づき、また、性別や年齢などに関わらず、お互いを認めあい、支えあうことが大切です。

本人のみでなくその世帯や、自ら声を上げることができない人に気づいて手を差し伸べる意識を醸成するという考え方を表現しています。

2 だれもが地域の一員としてつながり、受け止め、協働する地域づくり

地域において、福祉・介護・介護予防・保健医療・住まい・就労・教育に関する課題や、日常生活を営みあらゆる分野の活動に参加する上での課題、社会的孤立といった課題を包括的に受け止める体制を整備します。

そのうえで、地域住民等や行政といった「だれも」が、地域の一員としてネットワークを作ることにより、地域住民等が主体的に発見した課題を抱える人・世帯を受け止め、互いに役割や責任を認識し、対等な立場で協力して支援する地域を作っていくという考え方を表現しています。

3 地域住民等が役割を持って活躍できる地域づくり

地域住民等が、「支える」「支えられる」という一方向の関係性でなく、それぞれの個性を生かし、役割を持って活躍することのできる地域を作っていくという考え方を表現しています。

4 自分らしく安心・安全に暮らし続けられる地域づくり

「気づき」、「つながり」、「受け止め」、「だれも」が役割を持って活躍し、本人の意思を尊重した支援を続けるためには、安心・安全に暮らし続けられる地域が必要であり、そのような地域を作っていくという考え方を表現しています。

◎基本目標における「地域づくり」の考え方

- ・ 「地域」は単にエリアを指すのではなく、その地域の住民・地域コミュニティ協議会や自治会などの組織及び生活環境を含む意味で使っています。
- ・ 担い手や人材の育成、ネットワークづくりについても、この「地域づくり」に含まれています。

第3章 秋葉区の現状と課題

1 秋葉区の概況

秋葉区は新潟市の南東に位置し、新潟市8区の中で西蒲区、北区、南区に次ぐ面積(95.38km²:令和2年)で、全市域の約13%を占めています。

区の東西は阿賀野川、信濃川の二大河川に囲まれ、北には小阿賀野川、そして南には新津丘陵が広がる自然豊かな地域です。

かつて石油・鉄道のまちとして栄え、現在は花き花木、園芸の産地として全国的に有名です。

アザレア、ボケ、サツキ、寒梅を中心とする鮮やかな花たちが「地域」を彩り、毎年関東や東北方面に数多く出荷されています。



(1) 人口と世帯数・世帯人数

秋葉区の平成20年から令和2年の3月末の人口を比較すると、転入による社会増はあるものの、過去12年間で約1,600人、約2%減少しています。一方で世帯数は約3,800世帯、14%増加しています。

新潟市地区別人口・世帯数

| 区 | 人口 (人) | | | 世帯数 (世帯) | | |
|-----|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| | 平成20年 | 平成26年 | 令和2年 | 平成20年 | 平成26年 | 令和2年 |
| 北区 | 78,181 | 76,850 | 73,598 | 26,143 | 27,784 | 29,327 |
| 東区 | 138,839 | 138,888 | 136,113 | 55,107 | 58,795 | 61,485 |
| 中央区 | 171,800 | 175,909 | 174,346 | 77,945 | 83,653 | 87,243 |
| 江南区 | 68,837 | 69,313 | 68,451 | 23,496 | 25,649 | 27,353 |
| 秋葉区 | 78,391 | 78,189 | 76,751 | 26,468 | 28,455 | 30,248 |
| 南区 | 48,001 | 46,564 | 44,402 | 14,278 | 15,176 | 16,229 |
| 西区 | 154,927 | 157,333 | 156,098 | 60,790 | 65,323 | 68,751 |
| 西蒲区 | 63,187 | 60,290 | 56,247 | 18,828 | 19,798 | 20,604 |
| 総数 | 802,163 | 803,336 | 786,006 | 303,055 | 324,633 | 341,240 |

(資料：住民基本台帳 各年3月末現在)

1世帯当たりの人数では、下記表のとおり減少傾向にあります。

<1世帯当たりの人数>

| H20 | H26 | R2 |
|-------|-------|-------|
| 2.96人 | 2.75人 | 2.54人 |

人口が減少し世帯数が増加することにより、1世帯当たりの人数が減少している状況から、今後ますます“地域”における住民同士の助けあいや支えあいが重要になってくると考えられます。

(2) 昼夜間人口



昼間と夜間の人口の差を見ると、秋葉区は西区に次いで日中の区外への流出人口が多い区となっており、その傾向は近年さらに高まっています。

人口比率では秋葉区は約14%の流出人口があり、普段は家族と同居している年少者や高齢者、また支援を要する人も、日中は仕事などで同居の家族が不在となるため、独居と同様の状態になる人の割合が高くなることが考察できます。

のことからも、日頃からの地域住民同士のつながりをつくり、助けあえる関係性を保つ工夫が大切になると見えられます。

(3) 年少人口・高齢者人口・高齢者世帯

年少人口・高齢者人口・高齢者のみの世帯数

| 市・区 | 総人口 人 | 年少人口 | | 高齢者人口 | | 総世帯数 世帯 | 高齢者のみの世帯 | | |
|-----------|----------|---------|-------|---------|-------|------------|----------|-------|--|
| | | 14歳以下 | | 65歳以上 | | | 65歳以上 | | |
| | | 人 | 比率 | 人 | 比率 | | 世帯 | 比率 | |
| 市(平成20年度) | 802,163 | 106,735 | 13.3% | 176,849 | 22.0% | 303,055 | 56,527 | 18.7% | |
| 秋葉区 | 78,391 | 10,339 | 13.2% | 19,496 | 24.9% | 26,468 | 5,342 | 20.2% | |
| 市(平成26年度) | 803,336 | 101,103 | 12.6% | 205,422 | 25.6% | 324,633 | 75,326 | 23.2% | |
| 秋葉区 | 78,189 | 10,022 | 12.8% | 21,581 | 27.6% | 28,455 | 6,952 | 24.4% | |
| 市(令和2年度) | 786,006 | 94,119 | 12.0% | 220,786 | 28.1% | 340,823 | 96,044 | 28.2% | |
| 北区 | 73,598 | 8,699 | 11.8% | 21,785 | 29.6% | 29,308 | 8,162 | 27.8% | |
| 東区 | 136,113 | 16,315 | 12.0% | 37,745 | 27.7% | 60,262 | 17,418 | 28.9% | |
| 中央区 | 174,346 | 20,210 | 11.6% | 44,911 | 25.8% | 87,729 | 23,942 | 27.3% | |
| 江南区 | 68,451 | 8,888 | 13.0% | 19,301 | 28.2% | 27,755 | 7,667 | 27.6% | |
| 秋葉区 | 76,751 | 9,396 | 12.2% | 22,989 | 30.0% | 30,238 | 8,891 | 29.4% | |
| 南区 | 44,402 | 5,162 | 11.6% | 12,579 | 28.3% | 16,198 | 3,880 | 24.0% | |
| 西区 | 156,098 | 19,529 | 12.5% | 43,833 | 28.1% | 68,686 | 20,265 | 29.5% | |
| 西蒲区 | 56,247 | 5,920 | 10.5% | 17,643 | 31.4% | 20,594 | 5,809 | 28.2% | |

(資料：住民基本台帳 各年3月末現在)

秋葉区の14歳以下の年少人口は、令和2年3月末時点で総人口に占める割合が12.2%となっており、平成20年3月末時点から継続して減少し全市と同様の傾向にあります。

令和2年3月末時点での高齢化率（65歳以上人口の比率）は、秋葉区が30.0%と市内で西蒲区に次いで2番目に高い数値となっています。

また、秋葉区の高齢者のみの世帯（65歳以上）は、平成20年度から12年間で約3,500世帯が増え、全世帯の29.4%が高齢者のみの世帯となっています。

年少人口比率と高齢者人口比率を見ると、高齢者人口比率が年少者比率の 2.34 倍となっています。

(4) 将来推計人口



推計人口は、全区で減少の見込みとなっており、秋葉区は令和 12 年には約 70 千人となり、平成 27 年の人口より約 7 千人が減少する推計値となっています。

人口減少率も市内 8 区のなかで秋葉区は 91.2% で 3 番目に高くなっていますが、65 歳以上の増加率は 105.4% 一番低くなっています。人口は推計のとおり確実に減少の方向に向かっており、更なる対策を実施する必要があります。

また、令和 7 年には、いわゆる団塊の世代が全て 75 歳以上となるため、人口減少とともに、年齢構成も後期高齢者の占める割合が高くなります。高齢者においては健康寿命の延伸が重要ですが、全ての区民が健康に過ごせるよう、健康づくりに取り組む必要性があります。

(5) 要支援・介護認定者

秋葉区の令和2年3月31日現在の介護保険制度における要支援・要介護認定者数は、4,598人（40歳から64歳までの第2号被保険者の認定を含む）です。このうち、65歳以上の認定者数は4,522人で、高齢者全体に占める認定率は18.8%で、8区の中では、中央区、西区、江南区に次いで高い傾向にあります。

各区の65歳以上の要支援・要介護認定率

(令和2年3月31日現在)

(65歳以上人口に占める割合)

| 区 | 北区 | 東区 | 中央区 | 江南区 | 秋葉区 | 南区 | 西区 | 西蒲区 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認定率 | 18.64% | 18.58% | 19.68% | 18.99% | 18.77% | 18.59% | 19.08% | 18.70% |
| 要支援認定率 | 5.39% | 5.09% | 5.55% | 4.87% | 5.00% | 5.05% | 5.54% | 5.21% |
| 要介護認定率 | 13.25% | 13.50% | 14.13% | 14.12% | 13.77% | 13.54% | 13.53% | 13.49% |

介護の認定を受けている中の要支援と要介護の認定者の割合をみると、8区ともに約7割が要介護認定者となっています。

(6) 障がい者手帳所持者

区別障がい者手帳所持者数（人）

(令和2年3月31日現在)

| 項目 | 新潟市 | 北区 | 東区 | 中央区 | 江南区 | 秋葉区 | 南区 | 西区 | 西蒲区 |
|---------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者手帳所持者数 | 28,970 | 2,835 | 5,175 | 6,055 | 2,471 | 2,765 | 1,698 | 5,660 | 2,311 |
| 療育手帳所持者数 | 5,684 | 577 | 1,060 | 976 | 523 | 620 | 369 | 1,113 | 446 |
| 精神障害者保健福祉手帳 所持者数 | 6,995 | 680 | 1,337 | 1,451 | 578 | 667 | 403 | 1,401 | 478 |
| 手帳所持者 合計 | 41,649 | 4,092 | 7,572 | 8,482 | 3,572 | 4,052 | 2,470 | 8,174 | 3,235 |

身体障がい者・療育・精神障がい者の各手帳については、秋葉区では令和2年3月31日現在で4,052人が所持しており、秋葉区の人口の約5%を占めています。

ノーマライゼーションを推進していくために、何らかの障がいを持ちつつ地域で生活している人への理解を深め、ともに支えあう気持ちをさらに大切にするように努めていかなくてはなりません。

また、障がいなどの手帳を所持している人のみでなく、地域の高齢者や妊産婦、乳幼児など、支援を必要としている住民へもあたたかい思いやりの気持ちが持てるような地域づくりが求められています。

(7) 子育て環境

秋葉区の令和2年3月現在の0歳から5歳までの乳幼児数は3,390人で、その約半数以上の2,185人が保育園やこども園等保育施設に入園しています（区外入園等の誤差を含む）。

女性の働き方の変化から未満児からの入園も多く核家族化がすすむ中、地域全体での子育てや、子育て中の親の支援に取り組んでいく必要があります。

(8) 生活保護

生活保護の保護率（全世帯における生活保護受給世帯の割合）については、6年前に比べて明らかに増加傾向にあり、この傾向は秋葉区のみでなく、市全般の傾向でもあります。

ただし、秋葉区は8区の中では、低値となっており、令和2年3月末時点の保護率は、14.4%（1,000世帯当たり14.4世帯）となっています。

また、高齢化や高齢者施設が増加されたことなどの影響から高齢者の生活保護受給世帯が、年々増加しています。

生活費などに困窮しているが、どうしたらよいか困っている人を生活保護の相談に結びつけるといった周囲のあたたかい見守りの目と、橋渡しの役割などが大切になってきています。

(9) 虐待（高齢者・障がい者・児童など）

高齢者・児童ともに虐待の相談件数は増えています。また最近、障がい者への虐待を中心とする相談も寄せられています。虐待で、即座に解決に至るということは少なく、当事者に添いながら経過を見ていくことも多いため、新規の相談と合わせて年々数は増える傾向にあります。

深刻な事態になる前に、近所の人をはじめ関係するさまざまな人たちから気になった時点での早めの相談が大切な支援になります。

また、介護や支援を要する高齢者や障がい者の家族や、育児をしている親が地域で孤立することのないよう、地域ぐるみで気軽に声をかけたり話をするといった何気ないことが大切な支援となります。

(10) 健康

健康に暮らしていくためには、日ごろから健康を意識した生活習慣と早期発見・早期対応が大切です。

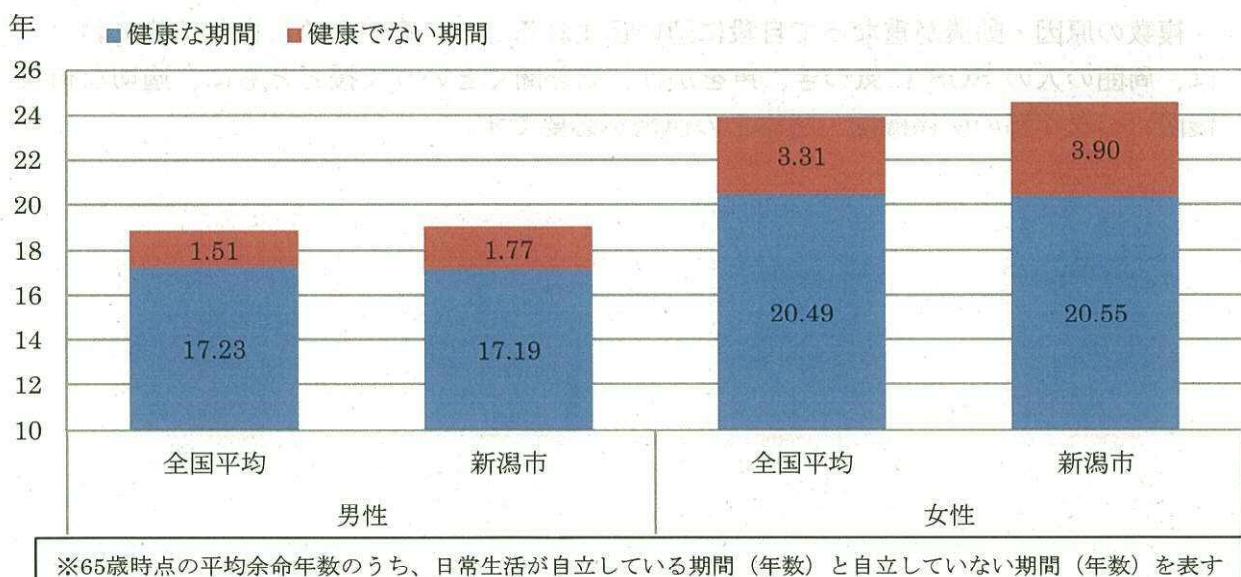
令和元年度の新潟市での特定健康診査（以下、特定健診）受診率の平均は36.5%であり、秋葉区は38.8%でした。国民健康保険加入者の約3人に1人以上が受診していることになりますが、特定健診の目的を考えるとまだ低い数値であり、今後さらに受診率を上げる必要があります。

また、秋葉区の特定健診受診者のうち約3割の方が、メタボリックシンドロームの該当者もしくは予備軍であり、血糖値（HbA1c）については、有所見者が市の平均より高い51.1%となっています。糖尿病予防をはじめ、早めに生活習慣の見直しや改善を図り、健康づくりや介護予防の取り組みを進める必要があります。

資料：新潟市算定

※健康寿命

* 平均余命年数は市町村別生命表（H22：厚生労働省）による



また、健康寿命のデータでは、新潟市は男女ともに全国平均を下回っています。平均寿命だけでなく、健康寿命を延ばし充実した生活が送れるようにしたいものです。

そのために、特定健診などの健診を定期的に受診することや介護予防に取り組むなどの対策をとっていく必要があります。個人で取り組むことも大切ですが、家族や地域と一緒に取り組めるような工夫が求められています。

(11) 自殺

新潟市の自殺者数は、全国と同様、年々減少する傾向にありますが、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）は政令市の中で高い水準で推移しています。

市では、平成 31 年 3 月に「第 2 次新潟市自殺総合対策行動計画」を策定し、関係機関・団体とのさらなる連携強化を図りながら、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、効果的な自殺総合対策を推進しています。

秋葉区における自殺については、自殺に関する統計の分析から、次のことが見えてきました。

- ・年代別では 40 歳代から 60 歳代の人が多い
- ・時間帯では朝方（午前 4 時～8 時）が多い
- ・84% の人は同居の家族がいる
- ・確認できる範囲の原因・動機（わかる範囲で）は、健康問題、家庭問題、経済・生活問題の順で多い

複数の原因・動機が重なって自殺に追い込まれることが多いため、自殺予防においては、周囲の人の SOS に気づき、声をかけ、話を聞くという支援とともに、適切な相談機関につなぐ等の関係機関・団体との連携が必要です。

2 地域からの課題

令和2年度に地域福祉懇談会を、区内11コミュニティ協議会で実施しました。その中で、下記のような共通の課題が浮かび上がってきました。

・『人口減少』で地域活動が継続できなくなってきた

- ・地域の行事に次世代が参加しない
- ・世代交代や世代間交流が難しい
- ・自治会間の広域的な交流が少ない
- ・福祉活動への男性参加が少ない
- ・住民どうしの繋がりが希薄になってきている。

これらは、特定の地域に限らず多くの地域から出た課題です。これから的人口減少社会に、どの様に向き合い地域活動を継続していくかが重要になってきます。

秋葉区内 コミュニティ協議会名

| | |
|----|-----------------|
| 1 | 新津中央コミュニティ協議会 |
| 2 | 新津西部コミュニティ推進協議会 |
| 3 | 荻川コミュニティ振興協議会 |
| 4 | 満日コミュニティ協議会 |
| 5 | 新津東部コミュニティ協議会 |
| 6 | 阿賀浦コミュニティ協議会 |
| 7 | 新関コミュニティ協議会 |
| 8 | 小合地域コミュニティ協議会 |
| 9 | 金津コミュニティ振興協議会 |
| 10 | 小須戸コミュニティ協議会 |
| 11 | 山の手コミュニティ協議会 |

3 課題のまとめ

地域づくりについて

✿近隣との交流

秋葉区の概況に示したように、地域は明らかに高齢化社会に進んでいます。また、働く年齢層は秋葉区外へ仕事などに出かける人が多く、日中はさらに高齢者や障がい者、子どもの占める割合が高くなります。

このような状況の中、安心・安全な地域であるために、地域住民同士が気軽に声をかけあい、必要な時に相談機関が対応できる地域づくりが大切になります。

また、サービスを必要とする人には、介護保険や障がいサービスなどの公的サービスがよりスムーズに導入できることと、より連携したサービス提供ができるよう、本人・家族はもちろんのこと、行政機関・民間事業所そして地域の人と連携が取り合える関係づくりが大切です。

普段から声をかけあい、何かあった時には互いに力になれるような近所づきあいが広がっていくことが求められています。

✿関係機関の連携

多様化する地域住民が抱える問題に対し、さまざまな機関が連携し協力しあえる関係づくりがより重要になってきています。

各機関が専門的分野だけに留まらず、各種相談を受け付け、関係機関と協力して対応できるよう、取り組んでいく必要があります。

また、相談機関が増え地域住民にとって便利になる一方で、各機関がばらばらな対応を取ることがないように連携することも大切です。

✿人が集う場ときっかけづくり

「令和元年度 新潟市の地域福祉に関するアンケート調査」によると、秋葉区は、前回のアンケートから引き続き、他の区に比べても祭りや盆踊り、運動会などの『地域のイベント』への参加率が高くなっています。今後もこのような地域住民間の繋がりを大切にしつつ、継続的な住民の参加を進め、住民同士の連帯感を高めていくような支援が求められています。

また行事だけではなく、地域の茶の間（サロン）や地域の活動や世代間交流など、多目的な集会が地域に多数できることによって、地域住民が複数の会に参加することができ、住民同士のかかわりも重層的になっていく事が望まれます。

✿ 地域の人を発掘活用

活発であたたかい地域をつくるのはやはり‘人’です。地域をまとめ活動を率いる‘人’を育むだけでなく、積極的に地域活動に参加する‘人’がいることで、地域活動が持続できます。

自治会やコミュニティ協議会などで活動する人を発掘し支援することによって、さらに地域の活動も活発になり、継続的な地域づくりが実現すると考えます。

又、関係機関が協力し、拠点づくりなどの地域組織の活動を支援することが必要です。

✿ 人材育成とコーディネート

地域福祉を推進していくためには個人の活動だけではなく、組織での対応も重要です。

地域にはコミュニティ協議会の会長をはじめとした役員や、自治会・町内会長そして民生委員児童委員・主任児童委員（以下民生・児童委員）が地域の多様な生活課題に対応して活動しています。

しかし、最近ではプライバシー保護の問題や、近所との交流を持たない世帯が増えてきており、地域の実情が見えにくい状況になってきました。

このような状況に対して、地域や行政、社会福祉協議会だけでは対応しきれず、NPO（非営利組織）、ボランティア団体、企業など地域づくりに携わってきた人の経験やノウハウを活かし、ともに取り組む必要が生じています。

複雑な問題の解決を図るには、関わる側も複数での対応が必要となり、そのためにはかかる人材の育成とともにコーディネート機能が欠かせません。

人材の育成の他に、その機能を最大限に活かせるコーディネート機能の充実を図っていく必要があります。

安心・安全について

✿ 見守り支えあえる地域

時代の変遷とともにコミュニケーションも変わり、近所の人との挨拶などが交わされていない状況もあります。

介護や子育てなどご家庭内の大小様々な問題を抱えている方が、お一人で抱え込まない様に、様々な救いの手が差し伸べられる地域になる取り組みが必要です。

問題を抱えている方の負担が重くなり最悪の事態にならないように、公的な相談機関の充実と同様に、地域の積極的な見守りや支援をしあえる地域づくりが求められます。

また、うつなどの精神疾患やDV（ドメスティックバイオレンス）、経済的困窮、ひきこもりなど、表面化されていない問題も地域にはあり、そうした問題に対してさりげない見守りや声かけを行い、必要なときに専門の相談機関につながる地域づくりを考える必要があります。

✿安全で快適な地域づくり

昨今の異常気象による災害により、地域における防災意識の高まりが見受けられるところですが、地域全体での避難訓練などを継続して実施することで、災害に強い地域づくりが形成されます。

また、犯罪や事故などから住民を守るための地域の日常的活動は、長期的に持続可能な体制づくりが必要です。

健康面・ノーマライゼーション

✿健康づくり

「令和元年度新潟市の地域福祉に関するアンケート調査」の結果によると、自分や家族の健康・老後に关心が高い一方で、地域の特定健診・各種がん検診の受診率が低いという現状があります。

健康などに关心があっても日常生活でその予防等にはなかなか取り組めていないのが現実のようです。

「自分の健康は自分で守る」という意識を大切にしつつ、地域の健康づくりという考えに基づいて地域ぐるみで取り組める仕組みを考えていく必要があります。

また、健康寿命を延ばすために、住民が通いやすい会場で介護予防に取り組めるような支援が必要です。

✿ノーマライゼーション

地域にはさまざまな支援を必要とする人が暮らしています。地域住民が‘障がい’‘高齢’‘認知症’など、日常のあらゆる場面で生活しにくく感じるこことに対して正しい知識と理解を身につけることによって、接し方や支援について適切な方法をとることができるでしょう。

また、支援だけでなく日常生活のさりげないふれあいなどもとても大切であり、あたたかい地域づくりには欠かせないものです。

これらのことから、障がいのある人をはじめとして地域で支援を必要とする人もだれもが安心して暮らせる仕組みづくりに取り組むなど、やさしい地域づくりが求められています。

相談・体制づくり

★地域福祉のネットワークの構築

地域における様々な問題解決に対応できる地域にしていくために、住民同士や関係する多くの機関が連携して取り組めるネットワークをつくり、継続して活動していくことが重要になってきています。

このようなネットワークの一つである『地域包括ケアシステム』は、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援について、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指しています。

このシステム構築に向けて、住民が主体的に活動に参加し、自らが担い手になっていくような、地域づくりが必要とされている中で、住民主体による地域の支えあいしくみづくりを推進していきます。

★情報共有とPR活動

近年、SNSなど情報伝達手段は大きく変化しており、大量の情報が様々な媒体を通じて得られる様になり、地域における活動などに対し理解・協力を得るために正しい情報を適切に伝達することが重要になってきています。

このような中で、地域で活動している様々な団体の取り組みを住民に対し適時情報発信をし、また住民からの声が団体へ伝わるようにするなど、相互理解が得られるような情報提供が求められてきています。

また、それぞれの活動を周知することで、その活動に理解と協力を得ることができ、活動がしやすくなります。

このためには、関係機関、及び活動団体間で正しい情報を共有することに加え、地域からの情報なども効率的に共有することができるよう工夫をし、制度的な情報や地域からの情報を適切な媒体で効果的に発信する必要があります。

第4章 地域福祉の展開

1 基本理念 秋葉区の目指すべき将来像としての基本理念です。

「人がつながり ともに支えあう やさしいまち」

この基本目標は、区民一人ひとりが主体的に地域の生活課題に取り組む中で多くの出会いと気づきを重ねながら住民同士のつながりを深めることを基本とし、お互いを思いやる心、地域とともに助けあい支えあう心、自然にも人にもやさしい心を育み、誰もが笑顔ではつらつと暮らせる地域福祉の展開を目指して第1期（平成21年度から平成26年度）に定めた基本目標です。

2 基本目標

秋葉区の目指すべき将来像である基本理念を達成するため、以下の4つの基本目標を定めます。
この基本目標は、秋葉区の地域福祉を推進していく上での方向性を示すものです。

1 明るく元気な地域づくり

人口減少や少子高齢化に伴い、希薄化した近所づきあいや地域の支えあいを再度築き上げ、誰もが気軽に楽しく交流できる地域となるような活動に努めます。
また、地域の幅広い人材の育成・活用を含め、地域活動の活性化を目指すとともに地域のボランティアや活動を支えるコーディネート機能の充実を図り、誰もがいきいきと暮らせるようなひとづくりを進めます。

3 健康で豊かな地域づくり

区民一人ひとりが健やかに毎日を過ごすことができるよう、福祉・保健・医療の連携を図りながら心と体の健康づくりを推進するとともに、ノーマライゼーションの実現と誰もが心の通いあうやさしいまちづくりを目指します。

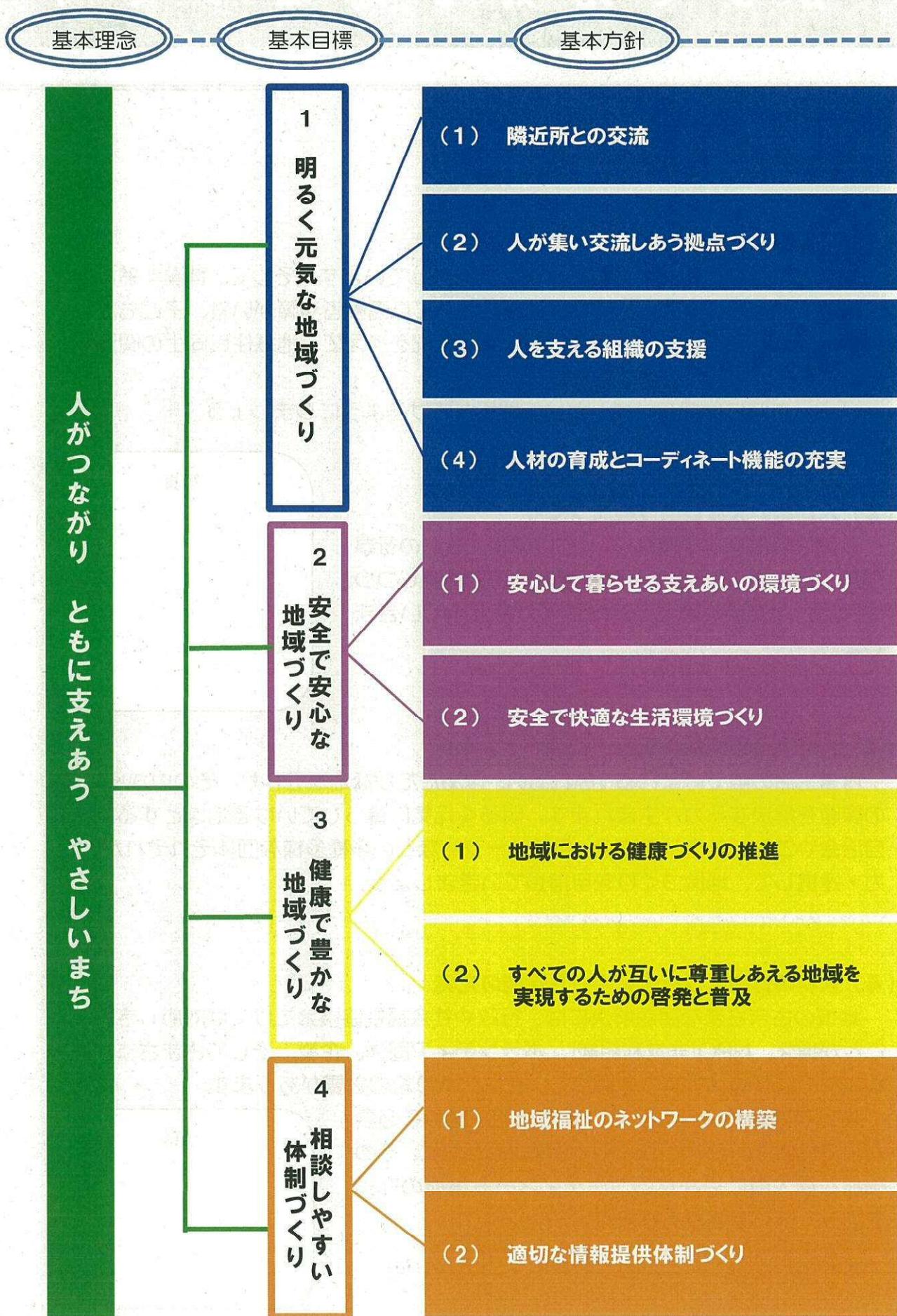
2 安全で安心な地域づくり

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰にもやさしい環境づくりを進めていきます。
また、防災防犯の観点からも、誰もが安全で安心して暮らせるよう、住民同士で助け合い、そして住民同士があたたかく見守り支えあうまちづくりを目指します。

4 相談しやすい体制づくり

必要とされる情報を正しく提供することによって、地域での様々な活動なども広く地域に周知し、また、地域からの声も活動団体へ適切に伝えることにより相互理解が得られるようにします。
支援を必要とする方々の声に対応するため、必要なサービスが適切に提供できるよう関係機関や活動団体の連携を強化し、さらに様々な窓口が連携して住民の相談に細やかに対応できるように情報共有体制を整えます。

3 基本目標ごとの方針



明るく元気な地域づくり

◆地域の現状と目指すすがた

(1) 隣近所との交流

私たちの地域は明らかに高齢化社会に向かっています。そして、稼働年齢世代は日中秋葉区外へ出ているため、地域においては高齢者や障がい者、子どもたちの割合が高くなります。災害などあらゆる状況を考えて、地域住民同士の関係づくりはすべての基本になるでしょう。

「困った時にはお互い様」という関係が築けるようにしましょう。

写真

(2) 人が集い交流しあう拠点づくり

秋葉区では祭りや盆踊り、「さいの神」などの行事が盛んですが、こうした各種行事を大切に継続しつつ、住民同士が交流しあえる地域づくりを進めていきましょう。

(3) 人を支える組織の支援

日常生活の中で育まれる『ふれあい』はあたたかな地域を作り、その中から地域の課題を解決する力が生まれます。明るく元気に暮らしていける地域とするため、自治会やコミュニティ協議会、各種サークルなどの多種多様な団体それそれが、協力・連携して、地域づくりを目指していきましょう。

(4) 人材の育成とコーディネート機能の充実

地域のさまざまな課題解決には、行政や社会福祉協議会だけでは対応しきれないことが増え、NPO(非営利組織)、ボランティア団体、企業、そしてさまざまな組織や人々の経験やノウハウを活かし、ともに取り組む必要があります。

複雑な問題解決ほど多くの専門機関が関わる必要が出てきます。そのため、人材の育成とともに、その機能を最大限に活かせるコーディネート機能の充実を図っていく必要があります。

写真

安全で安心な地域づくり

◆地域の現状と目指すがた

(1) 安心して暮らせる支えあいの環境づくり

時代の変遷とともにコミュニケーションも変わり、近所の人との挨拶などが交わされていない状況もあります。介護や子育てなどご家庭内の大小様々な問題を抱えている方が、お一人で抱え込まない様に、様々な救いの手が差し伸べられる地域になる取り組みが必要です。

問題を抱えている方の負担が重くなり最悪の事態にならないように、公的な相談機関の充実と同様に、地域の積極的な見守りや支援をしあえる地域づくりが求められます。

また、うつなどの精神症状やDV（ドメスティックバイオレンス）、経済的困窮、ひきこもりなど、表面化されていない問題も地域にはあり、そうした問題に対してさりげない見守りや声かけを行い、必要なときに専門の相談機関につながる地域づくりを考える必要があります。

公的機関の相談・支援の充実とともに、あたたかい見守り、声をかけあえる地域づくりを考えていきましょう。

写真

(2) 安全で快適な生活環境づくり

昨今の異常気象による災害により、地域における防災意識の高まりが見受けられるところですが、地域全体での避難訓練などを継続して実施することで、災害に強い地域づくりが形成されます。

また、犯罪や事故などから住民を守るために地域の日常的活動は、長期的に持続可能な体制づくりが必要です。

安全で安心に暮らしていける地域にするために、公的機関の防災計画とともに、地域でできる取り組みも考えていく必要があります。

写真

健 康 で 豊 か な 地 域 づ く り

◆地域の現状と目指すすがた

(1) 地域における健康づくりの推進

「令和元年度新潟市の地域福祉に関するアンケート調査」の結果によると、自分や家族の健康・老後に関心が高い一方で、特定健診・各種がん検診の受診率が低いという現状があります。健康などに関心があっても日常生活でその予防等にはなかなか取り組めていないのが現実のようです。

「自分の健康は自分で守る」という意識を大切にしつつ、地域の健康づくりという考えに基づいて地域ぐるみで取り組める仕組みを考えていく必要があります。

また、健康寿命を延ばすために、住民が通いやすい会場で介護予防に取り組めるような支援が必要です。

健康寿命の延伸に向けて住民と一緒にになって取り組んでいきます。

写真

(2) すべての人が互いに尊重しあえる地域を実現するための啓発と普及

地域にはさまざまな支援を必要とする人が暮らしています。

地域住民が‘障がい’‘高齢’‘認知症’など、日常のあらゆる場面で生活しにくいと感じることに対して正しい知識と理解を身につけることによって、接し方や支援について適切な方法をとることができるでしょう。

また、支援だけでなく日常生活のさりげないふれあいなどもとても大切であり、あたたかい地域づくりには欠かせないものです。

写真

これらのことから、障がいのある人をはじめとして地域で支援を必要とする人もだれもが安心して暮らせる仕組みづくりに取り組むなど、やさしい地域づくりが求められています。

相談しやすい体制づくり

◆地域の現状と目指すすがた

(1) 地域福祉のネットワークの構築

地域における様々な問題解決に対応できる地域にしていくために、住民同士や関係する多くの機関が連携して取り組めるネットワークをつくり、継続して活動していくことが重要になってきています。

このようなネットワークの一つである『地域包括ケアシステム』は、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援について、地域の包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指しています。

このシステム構築に向けて、住民が主体的に活動に参加し、自らが担い手になっていくような、地域づくりが必要とされている中で、住民主体による地域の支えあいしくみづくりを推進していきます。

高齢化率の高い秋葉区において、地域全体で介護予防や健康寿命の延伸の取り組みなど地域包括ケアシステムの構築と高齢者の在宅生活を支える生活支援サービスの重層的な提供が求められています。

(2) 適切な情報提供体制づくり

近年、SNSなど情報伝達手段は大きく変化しており、大量の情報が様々な媒体を通じて得られる様になり、地域における活動などに対し理解・協力を得るために、正しい情報を適切に伝達することが重要になってきています。

このような中で、地域で活動している様々な団体の取り組みを住民に対し適時情報発信をし、また住民からの声が団体へ伝わるようにするなど、相互理解が得られるような情報提供が求められてきています。

また、それぞれの活動を周知することで、その活動に理解と協力を得ることができ、活動がしやすくなります。

このためには、関係機関、及び活動団体間で正しい情報を共有することに加え、地域からの情報なども効率的に共有することができるよう工夫をし、制度的な情報や地域からの情報を適切な媒体で効果的に発信する必要があります。

明るく元気な地域づくり

(1)隣近所との交流

(2)人が集い交流しあう拠点づくり

(3)人を支える組織の支援

(4)人材の育成とコーディネート機能の充実

・地域や世代を超えた広い範囲での情報を集約し、地域住民に提供します。

・地域活動の活性化に、補助金を活かした活動を支援します。

・地域の行事への支援や、他の団体と一緒に人が集まるようにフェアなどを開催し、地域の連帯感を高める機会を作ります。

・地域活動に関心を持つてもらえるよう、研修会・講演会や、職員による出張の説明会などを実施します。

安全で安心な地域づくり

(1)安心して暮らせる支えあいの環境づくり

・安心して育児や介護ができるよう相談・訪問事業などを充実させます。

・安心して暮らせる地域づくりの支援をします。

・地域住民を見守る体制をさまざまな機関と協力して実施します。

・虐待やDV(ドメスティックバイオレンス)の防止に努め、相談体制を強化します。

(2)安全で快適な生活環境づくり

・日常の防災・防犯活動を実施します。

・地域の防災対策を充実させます。

・地域の防犯対策を充実させます。

健康で豊かな地域づくり

(1) 地域における健康づくりの推進

- ・健康づくりの推進に努め、住民の取り組みを支援します。
- ・介護予防に取り組みます。

(2) すべての人が互いに尊重しあえるやさしい地域を実現するための啓発と普及

- ・普及・啓発活動に取り組みます。
- ・障害者の地域生活や就労を支援します。

相談しやすい体制づくり

(1) 地域福祉のネットワークの構築

- ・相談支援体制を強化します。
- ・ネットワークの構築をすすめます。
- ・地域包括ケアシステムの構築をすすめます。
- ・相談者・利用者の権利を守るための支援を行います。

(2) 適切な情報提供体制づくり

- ・ホームページ等を活用し積極的に情報を伝えます
- ・誰もが情報を得やすい方法を工夫します。

■第5章 地域福祉活動計画（地区別計画）

地域福祉活動計画は、地域住民を代表とする団体等が社会福祉協議会と地域における様々な福祉活動を進めるための計画であり、秋葉区においても11あるコミュニティ協議会ごとに作成した計画を地区別計画としています。

今期の地区別計画は、令和2年当初に発生した新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら、地域コミュニティ協議会、各自治会町内会、当推進委員会委員等の方々による福祉懇談会を開催し策定したものです。

このため本章に掲載する地区別計画は、作成時点における時点計画となっています。これを補足するため、計画期間内においても継続して地域コミュニティ協議会等と社会福祉協議会が協働で内容を検証し追記や見直し等を実施します。

新津中央地区



◆地域の特色

- 四季折々の花の咲く秋葉山がある地区。
- 商店街を取り囲む地域で協力しあえる。
- 自慢できる大きなお祭りがある。

◆地域のデータ（令和2年3月末現在）

- 総人口 9,035人（-605人）
- 世帯数 4,017世帯（+36世帯）
- 自治会・町内会数 19
- 年少人口 837人（-46人）
- 65歳以上人口 3,535人（+157人）
- 75歳以上人口 2,025人（+139人）
- 高齢化率 39.1%（+4.1%）
- 地域の茶の間・いきいきサロン 10か所
※年少人口：0歳～14歳の数
※高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口の割合
※（ ）内の数字は平成26年3月末現在との比較

1 明るく元気な地域づくり

- 世代を超えて声をかけ合い、つながりを大切に育てていこう
→大人も子供も挨拶運動に取り組み、拡充を図る。
- どの行事においても、より多くの人が参加しやすい工夫をしよう
→周知・告知のしかたなど。

2 安心で安全な地域づくり

- 人にかかる安全を！
→防災訓練の取り組み方など、情報を共有し、自主防災組織の向上を図る。
- 環境にかかる安全を！
→新津川の除草や危険カ所の確認、空き家の把握。

健康で安心安全な明るい地域づくり

3 健康で豊かな地域づくり

- 心と体の健康づくりを進めよう
→ラジオ体操やウォーキングなど、外に出るきっかけをつくり、フレイル予防の強化と参加者の交流を図る。
→自学ひろばやサロンの他にも、安心できる居場所ができるいか検討する。

4 相談しやすい体制づくり

- 相談しやすい雰囲気づくりのために
→自治会、町内会役員、民生委員さんからの声掛け。
→効果的な情報を提供するために、人、場所、媒体を考える。

■課題の整理

- 自治会・町内会など組織とのつながりの中でニーズを把握し、地域全体の課題を共有する必要がある。

■今後の方向性

- 自治会・町内会などとコミ協、それぞれのニーズを把握し一体感を醸成していく。
- 出された課題をもとに現在の活動を検証する必要がある。

新津西部地区



1 明るく元気な地域づくり

- ◆地域みんなで子ども達を育て、世代間交流行事を行おう
 - 幅広い世代間が企画から関わりを持つ行事を増やす。
- ◆隣近所で支え合い、協力しよう
 - まず隣近所で「あいさつ」を心掛ける。
 - 隣組での協同事業を促進する。

◆地域の特色

- ♡昔ながらの町内と新しい町内がある地区。
- ♡公共の建物が集中して、動きやすい地区。
- ♡パワーを持っている人など人材が多くいる。

◆地域のデータ（令和2年3月末現在）

- ・総人口 12,470人 (+328人)
- ・世帯数 4,934世帯 (+429世帯)
- ・自治会・町内会数 14(+1)
- ・年少人口 1,865人 (-60人)
- ・65歳以上人口 3,135人 (+459人)
- ・75歳以上人口 1,522人 (+134人)
- ・高齢化率 25.1% (+3.1%)
- ・地域の茶の間・いきいきサロン 7か所
- ・子ども食堂 1か所

※年少人口：0歳～14歳の数

※高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口の割合

※()内の数字は平成26年3月末現在との比較

2 安心で安全な地域づくり

- ◆日頃から顔の見える地域づくりを行おう
 - 町内会単位の防災訓練を推進する。
 - 見守りやパトロール・防犯ステッカーによる犯罪の無い地域づくりを行う。
- ◆安全教育を通じ安全意識の向上に努めよう
 - 子どもや高齢者の交通安全教育を行う。

地域みんなが家族、支え合い、 助け合い、見守り合う町を築こう！

3 健康で豊かな地域づくり

- ◆趣味・特技で健康長寿の地域を築こう
 - 世代間交流のスポーツ・イベントを増やす。
 - 地区全体での各種大会を検討実施する。
- ◆高齢者がいきいき暮らせる仕組みを築こう
 - 多様化する高齢者サービスの勉強会を行う。
 - 健康長寿の為の「お手伝い制度」の検討を行う。
- ◆体を動かす環境整備を行おう
 - 公園の除草や清掃、散歩休憩のベンチ設置などの整備を行う。

4 相談しやすい体制づくり

- ◆広報（コミ協・町内）の手段を工夫しよう
 - 広報誌に相談先を載せる。
- ◆行政・学校・地域の情報交換を強化しよう
 - 各機関・団体役員の情報交換会を開催する。
 - 相談内容の窓口を共有化する。
- ◆地域の住民が集いややすい施設を設けよう
 - 西部地区コミセンの集会所開設を目指す。

■課題の整理

- ・少子高齢化と共に町内・自治会等西部地区各団体も後継者の担い手不足。
- ・地域内に多くの大型商店があり利便性は良いが、交通量が増加し事故の懸念がある。
- ・イベントの参加者が少なく固定化している。

■今後の方向性

- ・商業施設もあり人口も多く三世代同居から独居まで様々。14町内会も50軒～900軒の大小世帯数があり西部地区全体での活動は困難だが、各町内会での活動格差が生じないよう、福祉活動全般の推進活動が行えるようにしてゆく。

荻川地区



1 明るく元気な地域づくり

- ◆隣近所で気に掛け合い・声掛け合って、つながりを深めよう
 - あいさつ運動を定着させ、誰もが笑顔であいさつしあう地域文化をつくる。
 - 自治会・町内会の隣組で集まる機会を設け、親睦及び活性化を図る。
 - ◆次世代を担うリーダーを発掘し育てよう
 - 若い人が参加しやすい事業を計画し、世代間の交流を深める。

2 安心で安全な地域づくり

- ◆災害から身を守る意識と対応力を高めよう
 - コミ協と自主防災組織と連携を密にし、役割や備蓄・問題点等検討する。
 - 日頃より隣近所でコミュニケーションを図り、お互い助け合う意識を醸成する。
 - ◆みんなで支え合い・助け合う荻川を目指そう
 - 「おぎかわあったかネット」の拡充及び生活支援の取り組みを検討する。

・狭川を1つの隣組に

・荻川縁ボランティア

・寝たきりゼロの健康のまちづくり

3 健康で豊かな地域づくり

- ◆子どもの見守りと居場所を拡充しよう
→コミセンの体育館を開放するなど、地域に子どもが出てくる工夫を考える。
 - ◆健康寿命を延ばして元気に暮らそう
→高齢者の健康づくりの機会と場を設け、介護予防・フレイル予防に取り組む。
→元気な高齢者から地域の支え手として活躍してもらう。

4 相談しやすい体制づくり

- ◆相談先が分かり易い周知方法を検討しよう
 - 「広報おぎかわ」で相談窓口を紹介する。
 - 相談窓口一覧を作成し、自治会・町内会長に配布するほか、必要箇所に備える。

■課題の整理

- ・隣近所や地域との関わりが薄れ、地域行事への参加も減少傾向にある。
 - ・知識・経験豊かな住民や、元気な高齢者が多く在住しているが、力を引き出せていない。

■今後の方針性

- ・コミ協、自治会・町内会、民生委員、老人クラブなど関係組織が連携し、横のつながりを深め、荻川全体の福祉に関して共通認識で捉え、オール荻川で取り組む仕組みを構築していく。

満日地区



◆地域の特色

- ♡観光資源となる“はさぎ並木”“満願寺闇門”がある。
- ♡賽の神や獅子舞等、伝統文化が受け継がれている。
- ♡公共のスポーツ施設を活用し、健康づくりが盛んである。

◆地域のデータ(令和2年3月末現在)

- ・総人口 1,336人 (-163人)
 - ・世帯数 524世帯 (-34世帯)
 - ・自治会・町内会数 2
 - ・年少人口 108人 (-9人)
 - ・65歳以上人口 526人 (+3人)
 - ・75歳以上人口 270人 (-38人)
 - ・高齢化率 39.4% (+4.5%)
 - ・地域の茶の間・いきいきサロン 5か所
- ※年少人口：0歳～14歳の数
※高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口の割合
※（ ）内の数字は平成26年3月末現在との比較

1 明るく元気な地域づくり

- ◆地域PTAとの連携を深め、協働し、地域全体で子ども達を見守り、育てる
→地域のみんなが参加できる（世代間交流）行事を企画し、実施する。
→コミ協でPTAをバックアップする。
- ◆元気な高齢者の力を活かそう
→高齢者から、昔の話を聞こう！
高齢者の知恵を活かそう！

2 安全で安心な地域づくり

- ◆災害から、高齢者を守る
→組単位で組織的に。若い人の力も借りる。
→（災害時の）サポーターの養成。勉強会の開催。
- ◆各町内会単位で実施している環境美化整備活動をコミ協が主導し、満日地区全体で実施する
→地域全体での交流、連携の強化。

3 健康で豊かな地域づくり

- ◆住民一人ひとりが認知症や障がい者に対する偏見をなくし正しい理解を持つ
→地域全体で認知症サポーター養成講座等を開催する。
- ◆“癒しの福祉ゾーン”にある様々な分野の施設に対する理解を深め、交流を持つ
→施設を訪問し（ボランティア、見学等）、現状を知る。

4 相談しやすい体制づくり

- ◆困ったときに「助けて」と言える地域に！
→町内会長、役員に相談できる地域に。
→隣組を大切にする。隣組との関係づくり。
- ◆ちょっとした困りごとを地域で解決したい
→元気な高齢者の力を借りる。
→勉強会を開催し、啓蒙、啓発を繰り返し行う。
→組織的に進めていく。

■課題の整理

- ・核家族化や独居世帯の増加、子どもの数の減少等により、隣近所の付き合いが希薄化しており、住民同士の交流の機会が減っている。
- ・認知症や障がいについての理解が進んでいない。

■今後の方向性

- ・顔の見える関係をつくり、併せて、全世代が参加したくなるような魅力のある行事等を企画し、世代間の交流事業を実施する。
- ・キット役立つ緊急キットの周知、活用を推進する。

新津東部地区



◆地域の特色

- 新津川が近くにあり、自然環境が良い。
- 気軽に声をかけあう地域。

◆地域のデータ(令和2年3月末現在)

- ・総人口 9,649人 (-432人)
- ・世帯数 3,977世帯 (+144世帯)
- ・自治会・町内会数 13
- ・年少人口 951人 (-113人)
- ・65歳以上人口 3,527人 (+289人)
- ・75歳以上人口 1,920人 (+259人)
- ・高齢化率 36.6% (+4.5%)
- ・地域の茶の間・いきいきサロン 14か所

※年少人口：0歳～14歳の数

※高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口の割合

※（ ）内の数字は平成26年3月末現在との比較

1 明るく元気な地域づくり

- ◆子どもも大人もつながりをもとう
～そんな地域づくりを～
→行事の後は全員で話し合い、次回に活かす。
- ◆思い切って世代交代を図ってみよう
→役員を地域で応援する土壤をつくる。

2 安全で安心な地域づくり

- ◆子どもから高齢者まで安心して暮らせる地域づくり
→関係機関と連携し、子どもから高齢者まで安心して住み慣れた場所で暮らせる地域を目指す。
- ◆未来へのバトンタッチ～みんなで知恵を出そう～
→安全で安心な地域づくりや課題について考える。



出会い・ふれあい・見守り・支えあい

3 健康で豊かな地域づくり

- ◆健康で前向きに自分らしく
生き続けられるように！！
～地域の皆さんを応援します～
→“健康寿命の延伸”につなげる。

4 相談しやすい体制づくり

- ◆聞かせて 教えて あなたのおもい
→アンケートによる調査、訪問しての声かけでニーズを探る。
- ◆向こう三軒両隣
→隣組のつながりを深め、“見守り・支えあい”を進める。
- ◆あなたの身近に福祉委員がいます
→福祉委員を紹介し、活動内容をお知らせする。
- ◆みんなひとりじゃないよ 手をつなごう
→福祉委員の情報交換の場を設け、相談しやすい環境をつくる。
- ◆絆を深めて守ろう 地域の宝！
→地域での情報の共有・一元化について考える。

■課題の整理

- ・住民一人ひとりの困りごとやニーズを把握するためには、福祉委員の役割や活動等の認知度をより高める必要がある。
- ・自治会、町内会ごとの活動は活発であるが、細長い地形特性があるため、広域的なつながりが薄い。

■今後の方向性

- ・福祉委員の役割、活動を明確に分かりやすく周知し、認知度を高める。
- ・各地域の情報交換の場を設定し、活動や課題を共有するとともに、連携を図る。

阿賀浦地区



◆地域の特色

- 保育所から高校まで揃っている文教の地区。
- 古い歴史と新しい町が混在している。
- 緑、自然が多く、人が温かい地域である。

◆地域のデータ(令和2年3月末現在)

- ・総人口 3,983人 (-25人)
 - ・世帯数 1,522世帯 (+111世帯)
 - ・自治会・町内会数 5
 - ・年少人口 521人 (-47人)
 - ・65歳以上人口 1,075人 (+88人)
 - ・75歳以上人口 619人 (+86人)
 - ・高齢化率 27.0% (+2.4%)
 - ・地域の茶の間・いきいきサロン 6か所
- ※年少人口：0歳～14歳の数
※高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口の割合
※（ ）内の数字は平成26年3月末現在との比較

1 明るく元気な地域づくり

- ◆つながりの太い輪をつくろう～つながりは継続なり～
 - 子どもとのつながり、青年部とのつながり、中高年世代とのつながりの強化。
 - 子供から高齢者までの全世代が交流できる行事を実施する。
 - 若い世代やPTAとの連携を深める。
- ◆若い力を育てよう
 - 中学生パワーの活用。
 - 若い世代の同好会、グループ活動の推進。

2 安全で安心な地域づくり

- ◆子供、高齢者を地域で見守ろう
 - “子ども110番の家”的活用。
 - “緊急情報キット”的配布、活用。
- ◆安心なまちづくり
 - ～災害がいつ起こっても安心な体制づくり～
 - コミ協主導の阿賀浦地区合同避難訓練の実施。

みんなで作ろう－地域の絆－

3 健康で豊かな地域づくり

- ◆健康寿命の延伸をめざそう
 - 「介護予防体操」等のさらなる普及。
- ◆阿賀浦地区全体が一つの施設だ！
 - ～子供から高齢者まで、
障がいがあってもなくても、
みんなで一緒に暮らしていく地域に～
 - まずは、小中高校、医療・介護施設等と連携し、
情報共有をする。

4 相談しやすい体制づくり

- ◆たよれる地域づくり
 - 見守り活動から生活支援につなげる。
 - 自治会・町内会役員が自分の地域（分区）の理解を深め、まとめていく。
- ◆顔の見える関係“絆”を築こう
 - ～「住んでいてよかった！」と思える地域に～
 - 隣組のつながりを深め、心配ごと・困りごとを相談しやすい関係を築く。
 - 挨拶（会釈）を大切にする地域に。

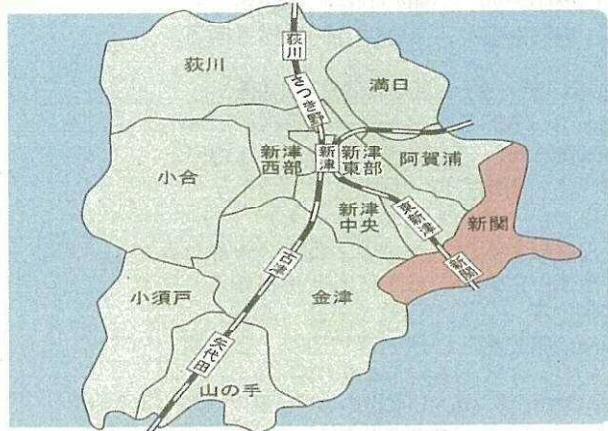
■課題の整理

- ・自治会、町内会ごとの活動は活発であるが、広域的なつながりが薄いため、単独では解決が難しい課題（災害時や緊急時の対応、日頃の支え合い等）がある。

■今後の方向性

- ・各地域の実情をふまえ考慮しつつ連携を図り、行事やイベントを合同開催する等、地域や世代間の交流をすすめる。
- ・コミ協として、明るい話ができるような、明るいこと（新たな取り組み）をすすめていく。

新関地区



◆地域の特色

- 三本の川に囲まれた、緑豊かな地域。
- 世代を超えてお互いに挨拶のできる地域。
- 文化の香り、自然豊かな地域。

◆地域のデータ(令和2年3月末現在)

- ・総人口 1,761人 (-179人)
 - ・世帯数 655世帯 (+7世帯)
 - ・自治会・町内会数 9
 - ・年少人口 162人 (-1人)
 - ・65歳以上人口 736人 (+26人)
 - ・75歳以上人口 415人 (-60人)
 - ・高齢化率 41.8% (+5.2%)
 - ・地域の茶の間・いきいきサロン 6か所
- ※年少人口：0歳～14歳の数
※高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口の割合
※（ ）内の数字は平成26年3月末現在との比較

1 明るく元気な地域づくり

◆小さな輪のつながりが大きな輪へ！

地域にはたくさんの団体（子供会・老人クラブ・奉仕団体・趣味の会など）があり、多種多様である。

→連携を図りながら地域の活性を。

→子供から高齢者までの世代間交流ができる行事の実施。

◆若者に出番を！主役を！

→地域の伝統行事（お祭り・賽ノ神・神事など）を核に、若者の参加を組み込み、次世代の人材育成に。

◆地域から期待される“しんせき児童クラブ”に！

→地域ぐるみで子どもを見守る環境づくり。

→安心して子育てできる環境づくり。

2 安全で安心な地域づくり

◆防災の基本は地域の和！

- 「新関防災の日」で防災意識の向上を。
- リボンを使った安否確認訓練と避難訓練。
- 災害に備える家族防災会議の実施。

◆大勢の目で地域を見守ろう！

- “新関安心安全見守り隊”“青色パトロール”で地域巡回、交通安全、不審者対応の充実。



3 健康で豊かな地域づくり

◆豊かな心！健全な精神と健康な体！

→地域の豊かな自然に感謝、祖先が残した伝統文化の継承、郷土愛と隣人愛の醸成。

→“しんせき夢マップ”を活用した里山ウォークや健康新潟薬科大学健康自立セミナーの活用と積極的参加。

◆健康意識の向上は自分から！

→新潟薬科大学健康自立セミナーの活用と積極的参加。

→お年寄りが集まる場と支援体制の拡充。

ボランティアへの参加により自らの健康増進・健康維持を。

4 相談しやすい体制づくり

◆“お茶の間サロン”に集まろう！

→地域のお茶の間サロンの充実と支援。

→困りごと・悩みごとを気軽に相談できる場に。

→お茶の間サロン交流会の実施。

◆“絆”“つながり”を大切に！

→今ある“絆”や“つながり”を大切に守りつつ、新たな関係づくりの推進。

→地域内の助け合い・支え合いの輪の広がりと充実。

→様々な場面に“女性の力”を。

■課題の整理

- ・人口減少や高齢化により、地域活動の継続が難しくなってきている。
- ・自治会で取り組むもの、コミ協で取り組むもの、連携で取り組むものの整理が必要。
- ・社会の急激な変化や多様化に対し、新しい発想と柔軟な感覚で対応する必要がある。



■今後の方向性

- ・行事や活動（今あるもの・新たなもの）を通して、次世代を担う人材の掘り起こしと育成を図る。
- ・今後も「新関に住んでよかった」「新関に来てよかった」と思える地域にする。
- ・「教育村」という伝統を堅持し、園児や小・中・高校生などの健全育成に寄与している新関を今後も継続する。
- ・小学校との連携を保ち、「地域と学校のパートナーシップ事業」の継続推進を図る。

小合地区



◆地域の特色

- ♡花、緑、水、環境を大切にする地域。
- ♡人を大切にし、団結力がある地域。
- ♡伝統文化を大切にする地域。

◆地域のデータ(令和2年3月末現在)

- ・総人口 3,660人 (-254人)
 - ・世帯数 1,246世帯 (+38世帯)
 - ・自治会・町内会数 14
 - ・年少人口 366人 (-18人)
 - ・65才以上人口 1,411人 (+124人)
 - ・75才以上人口 741人 (-2人)
 - ・高齢化率 38.6% (+5.7%)
 - ・地域の茶の間・いきいきサロン 12か所
- ※年少人口：0歳～14歳の数
※高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口の割合
※（ ）内の数字は平成26年3月末現在との比較

1 明るく元気な地域づくり

- ◆愛さつ運動を継続しよう
→安心な地域づくりにもつなげる。
- ◆花壇花苗・球根植え活動等で、花いっぱい「花のふるさと小合」をアピールしよう
→花苗植栽を広げる。
- ◆「屋号名」呼びでも話が弾み地域の連携を深めよう
→隣近所の関係を密にする。

2 安全で安心な地域づくり

- ◆小合地域自主防災訓練を実施しよう
- ◆小学生の登下校時の見守り（交通安全・防犯）を実施する
- ◆「公助・共助・自助」を基本にした助け合いのしくみをつくろう

3 健康で豊かな地域づくり

- ◆各種スポーツ大会等を実施し、隣近所、地域の繋がりをつくろう
- ◆小合コミセンを拠点とした各種サークル活動の継続
- ◆健康づくり教室などには積極的に参加しよう

4 相談しやすい体制づくり

- ◆コミ協広報紙「よらねかね小合」を発行し、情報発信
- ◆SNS（会員制交流サイト）を活用した情報発信
→スマホを活用した地域の情報の受信。
- ◆自治会・町内会とコミ協が地域課題の実現に向けて取り組もう

■課題の整理

- ・高齢化により、老人クラブの脱退やサロンの運営継続するための担い手不足が生じ、高齢者が集う場がなくなっている。

■今後の方向性

- ・少子高齢化社会の進行に対応した助け合いのしくみを構築していく。
- ・中学生以上対象にした「全住民アンケート」を実施した結果をもとに、住みよい地域づくりを考えていく。（人口減少、移動手段等）

金津地区



◆地域の特色

- 長い歴史と団結力のある地区。
- 里山公園や植物園などの施設がある。
- 中学の総合学習に住民が指導者として参加。

◆地域のデータ(令和2年3月末現在)

- 総人口 6,927人 (-157人)
 - 世帯数 2,880世帯 (+235世帯)
 - 自治会・町内会数 11
 - 年少人口 628人 (-43人)
 - 65才以上人口 2,409人 (+379人)
 - 75才以上人口 1,143人 (+102人)
 - 高齢化率 34.8% (+6.1%)
 - 地域の茶の間・いきいきサロン 7か所
- ※年少人口：0歳～14歳の数
※高齢化率：総人口に占める65歳以上の人口の割合
※（ ）内の数字は平成26年3月末現在との比較

1 明るく元気な地域づくり

- 各行事に参画してもらうための工夫をしよう
→多世代が参加できる行事を企画し実施する。
- 行事を通じてコミュニケーションを図っていこう
→地域のつながりをつくる。

2 安全で安心な地域づくり

- 隣同士の人間関係を構築しよう
→コミ協及び自治会で防災訓練を実施していく。
- ながら見守りの強化を図っていこう
→普段の生活のなかの自然な見守り体制の構築。
- 子どもの見守り体制の充実を図っていこう
→オレンジ椅子の活用や子どもとのあいさつの強化を図っていく。

3 健康で豊かな地域づくり

- 地区社協や各自治会・町内会で実施する地域の茶の間やいきいきサロンの活性化を図ろう
→高齢者の居場所を増やす。

4 相談しやすい体制づくり

- 相談しやすい体制づくり
→身近なところで相談できる体制の構築。
- SNSを使った情報発信をしよう
→スマホやパソコンを使用した情報環境整備。

■課題の整理

- 防災や子どもの見守りについては、近所づきあいがもっとも大切であるが、なかなか隣近所に関係性を築くのが難しくなっている。

■今後の方向性

- 地域交流が深まり、着実で持続的な「支え合い」活動が動き出すことにより、地域で安心して暮らすことが出来るような事業に取り組んでいく。

小須戸地区



◆地域の特色

- ♡小さな地域で、みんな顔見知り。
- ♡花がある、緑がある、人情が厚い。
- ♡町屋と歴史と文化遺産。

◆地域のデータ(令和2年3月末現在)

- ・総人口 5,310人 (-305人)
- ・世帯数 1,951世帯 (+85世帯)
- ・自治会・町内会数 38(-3)
- ・年少人口 581人 (-24人)
- ・65才以上人口 1,794人 (+77人)
- ・75才以上人口 953人 (+28人)
- ・高齢化率 33.8% (+3.2%)
- ・地域の茶の間・いきいきサロン 7か所

※年少人口：0歳～14歳の数

※高齢化率：総人口に占める65歳以上の
人口の割合

※（ ）内の数字は平成26年3月末現在
との比較

1 明るく元気な地域づくり

◆自治会等を核としてすすめよう

- 継続的な組織の活性化とレベルアップを図る。
- 人材発掘と育成を図る。

2 安全で安心な地域づくり

◆子どもの見守りを強化していこう

- 「ながら見守り」の実施。
- 防犯ブザーの配布の継続。
- 地域安全運動の実施。

◆防災については、積極的な参加を呼び掛けよう

- 自治会ではなく避難所単位で計画を立てる。

まちゼンは 人との絆を深める 支えあいの場

3 健康で豊かな地域づくり

◆幅広い年齢層や地元の参加者を増やす工夫をしていこう

- 経費の負担を少なくして、参加しやすいようにする。

◆健康増進策を推進していこう

4 相談しやすい体制づくり

◆時代に合わせた情報発信をしていこう

- コミ協だよりの発行。
- SNSの活用法を検討。

■課題の整理

- ・自治会は短期間で役員交代となるので外部へのつながりが難しい。
- ・地域づくりにおけるリーダーが必要。
- ・男性の参加者が増えない。

■今後の方向性

- ・自治会等を核とする地域づくりをすすめる。
- ・人材発掘し活用する。
- ・地域ぐるみで子どもの安全を守る。
- ・幅広い年齢層の事業の参加を促し、住民同士のつながりを広げる。
- ・SNSなどの情報発信の多様化を図る。

山の手地区



◆地域の特色

- ♡新潟市の中で一番里山に近い駅がある。
- ♡地域が一つに団結しようとしている。
- ♡自主防災組織の結成率が100%である。

◆地域のデータ(令和2年3月末現在)

- ・総人口 4,159人 (-90人)
- ・世帯数 1,554世帯 (+114世帯)
- ・自治会・町内会数 10 (-7)
- ・年少人口 486人 (-48人)
- ・65歳以上人口 1,276人 (+139人)
- ・75歳以上人口 666人 (+13人)
- ・高齢化率 30.7% (+3.9%)
- ・地域の茶の間・いきいきサロン 4か所

※年少人口：0歳～14歳の数

※高齢化率：総人口に占める65歳以上の
人口の割合

※（ ）内の数字は平成26年3月末現在
との比較

1 明るく元気な地域づくり

- ◆山の手地区ふれあい夏祭りで活性化を図っていこう
- ◆交通手段のない人への支援を広げよう

2 安全で安心な地域づくり

- ◆自主防災組織の充実を図っていこう
- ◆「助けてもらいたい名簿」の作成をすすめよう
- ◆自治会単位で、除雪のたすけあい活動を広げよう

元気なあいさつ 笑顔あふれる山の手

3 健康で豊かな地域づくり

- ◆里山の魅力を活かした事業を実施していく
う
→菩提寺山ハイキング、山遊さんハイキング等。
- ◆伝承事業を公民館と合同で実施していく
う
→ミニ門松作り講習会、花いっぱい運動等。

4 相談しやすい体制づくり

- ◆山の手はひとつ！あいさつ運動に取り組み、心と心のつながりを築いていこう

■今後の方向性

- ・『山の手はひとつ！』を合言葉に、日頃からの人と人をつなぐ関係を築いていく。
- ・「助けてもらいたい名簿」や、あいさつ運動により「助けて」と言い易い地域づくりをすすめる。
- ・あらゆる世代の人が憩い、学び、楽しめるように里山を利活用したまちづくり活動を生み出していく。

第6章 計画の推進のために

計画の推進と進行管理

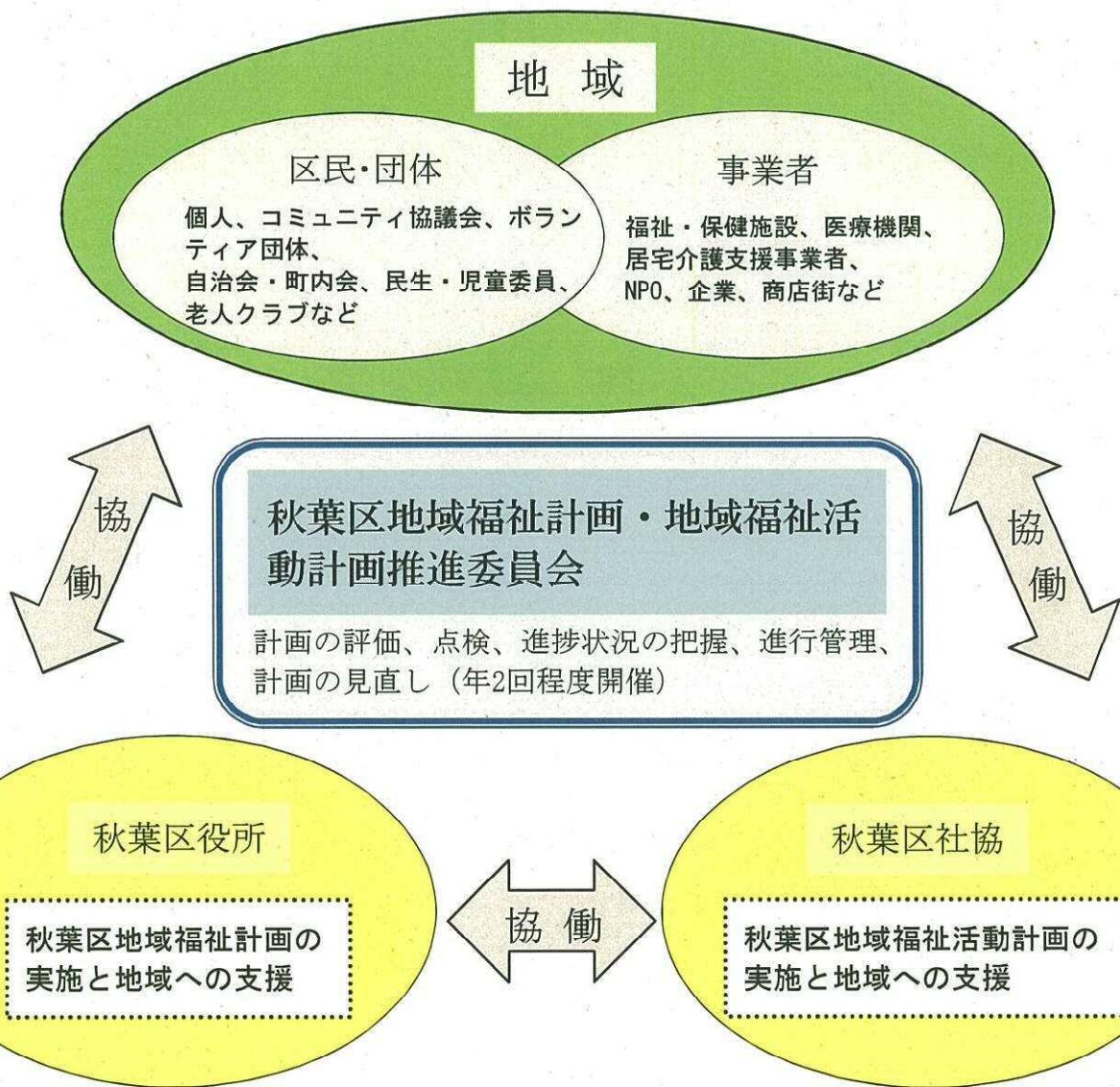
(1) 計画の推進

「秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、住民を主体に据えて各種団体、区社会福祉協議会、区役所がそれぞれの役割を考え、協働して推進していきます。

(2) 計画の進行管理と評価

住民・各種団体・事業者・区社会福祉協議会・区役所からなる「秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を立ち上げ、計画に対するさまざまな活動の進捗状況を把握し、計画全体の進行管理や点検・評価・見直しを行っていきます。

秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会の設置



資料編

1 計画策定関係資料

(1) 計画の策定経過

| 月 日 | 委員会の主な内容 | その他関連する事項 |
|------------------|--|--|
| 令和2年 2月20日 | 令和元年度第2回委員会 ○委員交代について ○第3期計画の策定について ○推進委員の任期満了に伴う改選について | 「新潟市の地域福祉に関するアンケート調査」実施(令和元年8月5日～8月20日) 推進委員の改選 |
| 4月 | | |
| 5月 | 新型コロウイルス対策により、活動を自粛 | |
| 6月 | | |
| 6月29日 | 令和2年度第1回策定委員会 ○第2期計画の策定について 計画の基本理念・基本目標について | |
| 7月 | | |
| 8月 | | |
| 9月 | | |
| 11月12日 | 令和2年度第2回策定委員会 ○計画の概要について説明 | 7月末 自治協議会にて策定スケジュール報告 区内11コミュニティ協議会ごとに 福祉懇談会 |
| 12月21日 ～1月19日 | パブリックコメント | 11月 自治協議会にて計画概要説明 区内11コミュニティ協議会ごとに 福祉懇談会結果報告 |
| 2月 | 令和2年度第3回策定委員会 ○パブリックコメント結果報告 最終案の説明と検討 | |
| 3月 | | 3月 自治協議会にて最終報告 |

(2) 秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を推進していくにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取するため、秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を開催する。

- (1) 計画の策定及び進行管理と評価に関すること。
- (2) 計画実践の支援に関すること。
- (3) その他計画推進に関すること。

(委員構成)

第2条 推進委員会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 地域福祉関係団体の代表者
- (2) 地域福祉関係事業者の代表者
- (3) 市民
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げるほか計画の推進に関して知識・経験を有する者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、

後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会には委員長1名及び副委員長2名以内を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

- 2 委員長は、推進委員会の会議を進行する。
- 3 副委員長は、委員長が欠けるとき、または委員長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、必要に応じて市長が招集する。

- 2 市長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(分科会)

第6条 推進委員会は、具体的な計画の推進や課題を個別に検討するため、分科会を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 推進委員会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は、秋葉区役所健康福祉課及び秋葉区社会福祉協議会に置く。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、秋葉区役所健康福祉課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(3) 令和2年度 秋葉区地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿

| | 氏名 | 団体名称 | 役職等 |
|----|--------|--------------------------------|---------------|
| 1 | 五十嵐 登 | 山の手コミュニティ協議会 | 小須戸地区 民生委員 |
| 2 | 伊藤 美千代 | 新潟薬科大学 | 准教授 |
| 3 | 太田 雄二 | 秋葉区民生委員児童委員連絡協議会 | 新津金津 地区会長 |
| 4 | 奥山 浅治 | 新津西部コミュニティ推進協議会 | 副会長 |
| 5 | 小林 早苗 | 金津コミュニティ振興協議会 (金津地区社会福祉協議会) | 副委員長 |
| 6 | 椎谷 照美 | NPO法人 ヒューマンエイド二十二 | 代表理事 |
| 7 | 須田 濃 | お母さん的心のホッとスペース おひさま | 代表 |
| 8 | 橋 依理子 | 新潟市地域包括支援センター にいつ日宝町 | 主任介護支援 専門員 |
| 9 | 土田 幹雄 | 新関コミュニティ協議会 | 安心安全部長 |
| 10 | 堤 雅義 | 新潟市秋葉区老人クラブ連合会 | 会長 |
| 11 | 藤田 文子 | NPO法人 秋葉区精神障害者家族会 あきはあすなろ会 | 理事 |
| 12 | 古川 修子 | 新津東部コミュニティ協議会 | 福祉健康部 部長 |
| 13 | 星田 孝子 | 秋葉区ボランティア連絡協議会 | 理事 |
| 14 | 堀 昌美 | 社会福祉法人 秋葉福祉会 | 施設介護課長 |
| 15 | 三澤 栄子 | 新津中央コミュニティ協議会 | 健康福祉部長 |
| 16 | 山田 幸平 | 秋葉区民生委員児童委員連絡協議会 | 新津阿賀地区 副会長 |
| 17 | 吉川 憲子 | 新潟市食生活改善推進委員協議会 秋葉支部 | 支部長 |
| 18 | 吉田 正安 | 秋葉区身体障害者福祉協会 | 副会長 |